

第7章. 文化財の保存・活用の措置

本章では、第5章で掲げた将来像及び3つの基本目標と7つの方向性、ならびに第6章で整理した文化財の保存・活用に関する現状・課題と方向性をふまえ、計画期間内に取り組む措置を整理します。

措置表の見方

<No. >

各措置の通し番号

※重点措置は★印及び網掛け

<事業名称・概要>

措置の事業名と概要を記載

※措置の対象となる歴史文化の特性を併記

<既存・新規>

新規：新規に取組

拡充：既存の取組を拡充

継続：既存の取組を継続

検討：取組を検討

<取組主体>

行政：日野町

地域：町民、関係団体、文化財所有者、民間

専門家：審議会・委員会、大学等研究機関

◎：主体として取り組む

○：連携、協力を行う

※取組主体 行政については、歴史文化財担当が中心となって取り組むこととし、連携等が必要となる関係課については「(関係課) □□課」として記載

<財源>

町費：町の単費

国補助：文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金、文化庁各種助成金等

県補助：各種補助金

地域：団体や所有者等の事業費

その他：寄付金等

<取組期間>

R 7～9：令和7（2025）～9（2027）年度（前期）

R 10～12：令和10（2028）～12（2030）年度（中期）

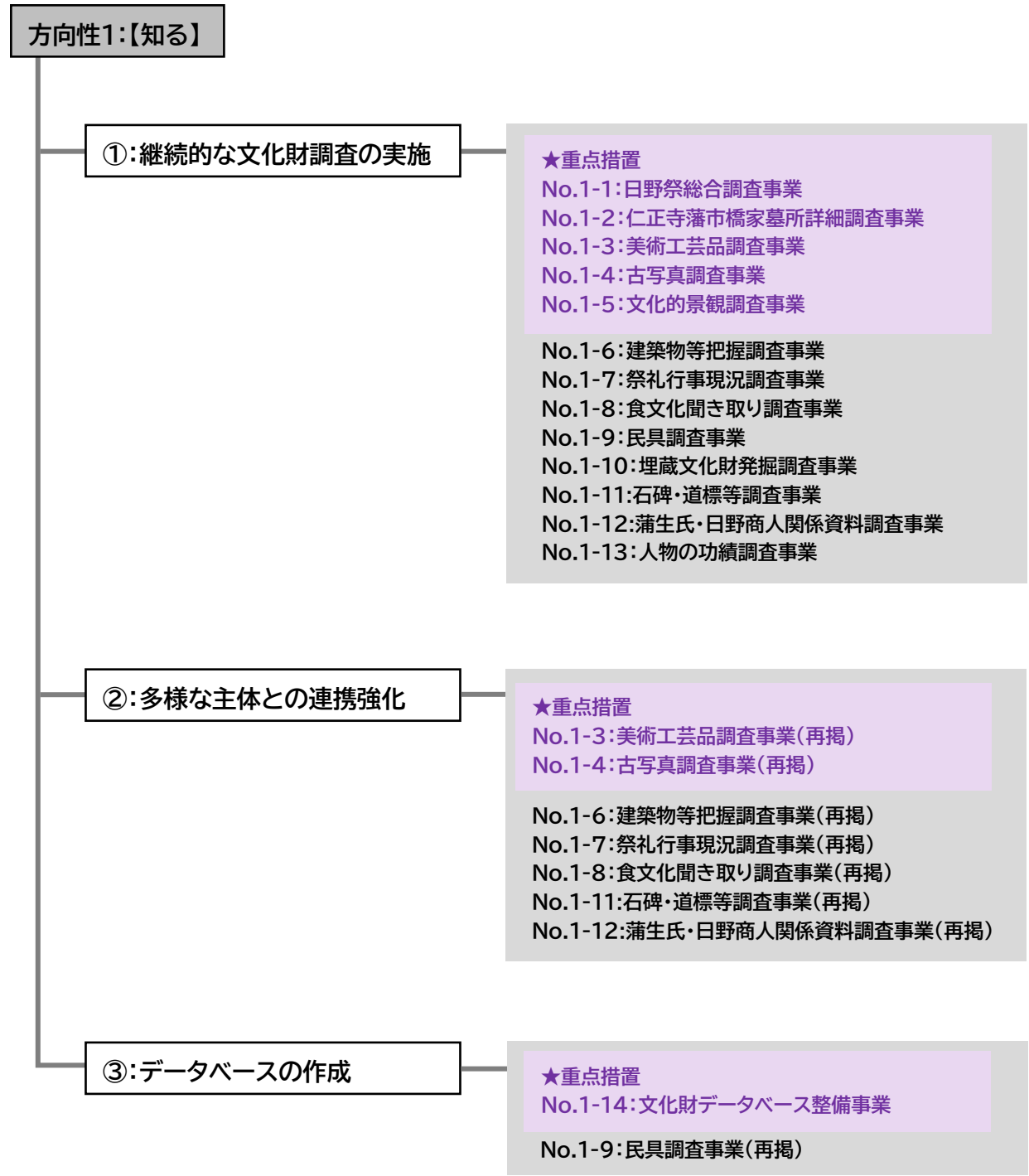
R 13～16：令和13（2031）～16（2034）年度（後期）

1. 【知る】文化財の調査・研究に関する措置

総合的かつ計画的な歴史文化の把握や調査を地域とともに進め、当町を形作る歴史文化や文化財の掘り起こしを進めていくため、以下の措置を講じます。

なお、本計画における調査・研究に関する措置をけん引する取組として、文化財のデータベース整備、日野祭の総合調査、仁正寺藩市橋家墓所の詳細調査、地域・個人宅で保管・管理されている美術工芸品や古写真、文化的景観の調査に重点的に取り組みます。

【知る】の取組方針及び措置



■【知る】文化財の調査・研究に関する措置一覧

重点措置：★印及び網掛け

No.	事業名称・概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国 県補助	地域 その他	R7 S R9	R10 S R12	R13 S R16
1-1★	日野祭総合調査事業 日野祭に関する総合調査を実施し、記録を作成するとともに価値を明らかにします。 にぎわい・いのり	新規	◎	○	◎	■	国		↔		
1-2★	仁正寺藩市橋家墓所詳細調査事業 県指定史跡仁正寺藩市橋家墓所および奉獻石燈籠の詳細調査を実施し、価値を明らかにします。 もののふ	新規	◎	○	◎	■	県		↔		
1-3★	美術工芸品調査事業 町内の寺社や個人宅で所有・保管されている絵画・彫刻・工芸品・古文書・絵図等の調査を、町民・関係団体・専門家等の協力を得て実施します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎	○	◎	■	国		↔		
1-4★	古写真調査事業 行政・町民・関係団体等の所有する古写真の収集・整理を行い、公開に向けてデジタル化します。 めぐみ・にぎわい	拡充	◎	○	○	関係課 (図書館)		■	国		↔
1-5★	文化的景観調査事業 当町を特徴付けている文化的景観の把握調査、ならびに一部地域の詳細調査を実施します。 めぐみ・にぎわい・いのり	拡充	◎	○	◎	■	国		↔		
1-6	建築物等把握調査事業 町内の寺社や近代建築物等を対象とした把握調査を、地域の協力を得て実施します。 にぎわい・いのり	拡充	◎	○	○	■				↔	
1-7	祭礼行事現況調査事業 町内で行われている祭礼・年中行事の現況調査を、町民・関係団体・専門家等と協力して実施します。 めぐみ・いのり	拡充	◎	○	○	■			↔		
1-8	食文化聞き取り調査事業 町内の食文化に関する把握調査を、町民・関係団体・専門家等と協力して実施します。 めぐみ・にぎわい・いのり	継続	◎	◎	○	(関係課) 農林課		■	国	■	↔
1-9	民具調査事業 収集した民具の現況調査及び台帳の整備を実施します。 めぐみ・にぎわい・いのり	継続	◎	○		■				↔	
1-10	埋蔵文化財発掘調査事業 町内の埋蔵文化財包蔵地について、開発などに伴う発掘調査を適切に行い、当町の埋蔵文化財の保護ならびに歴史文化の解明に努めます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎			■	国 県		↔		
1-11	石碑・道標等調査事業 町内に所在する石碑（記念碑、忠魂碑等）・道標・常夜灯・愛宕護符神塔の把握調査を、町民・関係団体と協力して実施します。 にぎわい・いのり	継続	◎	◎		■			↔		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

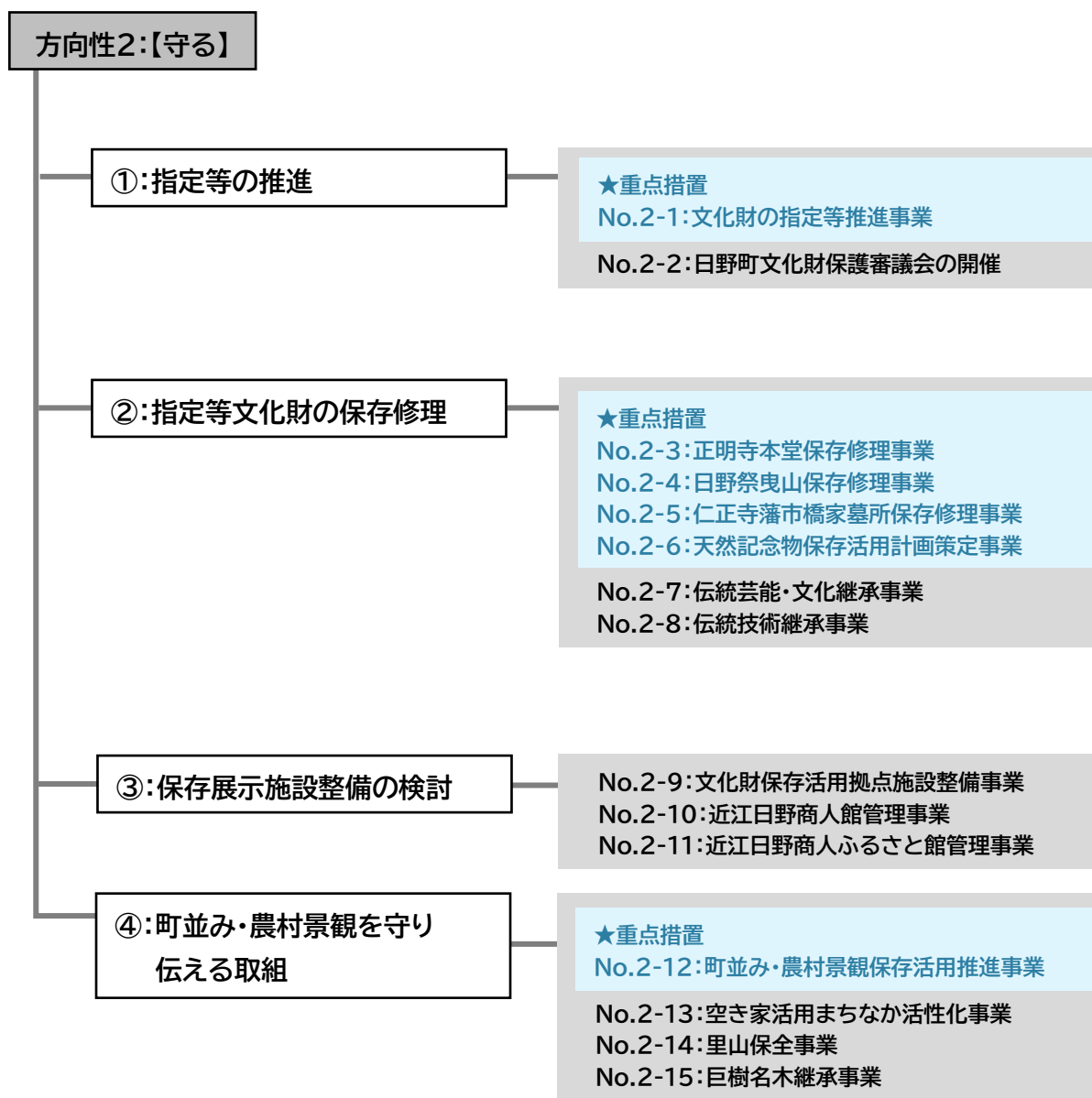
No.	事業名称・概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国 県補助	地域 その他	R7 ～ R9	R10 ～ R12	R13 ～ R16
1-12	蒲生氏・日野商人関係資料調査事業 町内外に所在する蒲生氏や日野商人に関する資料の把握調査を実施します。 もののふ・にぎわい	継続	◎	○	○	■		■			
1-13	人物の功績調査事業 地域の発展に尽力した人物に関する文化財の把握調査を実施します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎	◎	○	■		■			
1-14★	文化財データベース整備事業 文化財の分類・場所・所有者等を記載したデータベースを作成し、文化財の適切な管理と魅力の発信に活用します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎	○	○	■	国	■			

2.【守る】文化財の保存・管理・継承に関する措置

文化財の保存・管理を適切に行う環境を整備し、支援体制を構築するため、以下の措置を講じます。

なお、本計画における保存・管理・継承に関する措置をけん引する取組として、文化財の指定等の推進、^{しょうみょうじ}正明寺（^{まつお}松尾）本堂屋根の保存修理、日野祭^{ひきやま}曳山保存修理、仁正寺藩市橋家墓所の保存修理等に重点的に取り組みます。また、今後の適切な保存・管理に向けて、^{かいかけだに}鎌掛谷ホンシャクナゲ群落をはじめとする国天然記念物の保存活用計画の策定や、町並み・農村景観の保存・活用の推進に重点的に取り組みます。

【守る】の取組方針及び措置



■【守る】文化財の保存・管理・継承に関する措置一覧

重点措置：★印及び網掛け

No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国 県補助	地域 その他	R7 S R9	R10 S R12	R13 S R16
2-1★	文化財の指定等推進事業 評価が定まった未指定文化財の指定等を推進し、文化財を適切に保存・活用します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎	○	◎	■					
2-2	日野町文化財保護審議会の開催 各分野の専門家で構成される文化財保護審議会を定期的に開催し、新たな文化財の指定等の推進や文化財の保存・活用に関する事項の審議を行います。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎	○	○	■					
2-3★	正明寺本堂保存修理事業 所有者が実施する重要文化財正明寺本堂保存修理事業を支援します。 いのり	新規	○	◎	○	■	国 県	■	■		
2-4★	日野祭曳山保存修理事業 所有者が実施する県指定無形民俗文化財日野曳山祭に用いられる日野曳山や、神子・神調社衣装等の保存修理事業を、日野曳山保存修理専門審査会の指導のもと、支援します。 にぎわい・いのり	継続	○	◎	◎	■	県	■	■		
2-5★	仁正寺藩市橋家墓所保存修理事業 所有者が実施する県指定史跡仁正寺藩市橋家墓所および奉獻石燈籠の保存修理事業を支援します。 もののふ	新規	○	◎	◎	■	県	■	■		
2-6★	天然記念物保存活用計画策定事業 国天然記念物である鎌掛谷ホンシヤクナゲ群落や鎌掛の屏風岩に関する保存活用計画の策定事業を実施します。 めぐみ	新規	◎	○	○	■	国				
2-7	伝統芸能・文化継承事業 日野曳山祭囃子・宮商社楽人座・江州音頭・茶道・生花等の保存・活動団体が行っている伝統芸能・文化活動の継承や担い手育成の取組を支援します。 めぐみ・にぎわい・いのり	継続	○	◎		■	国	■	■		
2-8	伝統技術継承事業 藁縄や松明の製作をはじめとした地域の伝統技術の保存・継承を図るため、関係団体による継承や担い手育成の取組を支援します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	○	◎	○	■		■			
2-9	文化財保存活用拠点施設整備事業 文化財の調査・収蔵・修理・展示等を行うための新たな拠点施設の整備について検討します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	検討	◎	○	○	■		■			
2-10	近江日野商人館管理事業 国登録有形文化財であり、展示公開施設である近江日野商人館の維持管理・保存修理を行い、適切に保存・活用します。 にぎわい	継続	◎			■		■			

No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国 県補助	地域 その他	R7 ～ R9	R10 ～ R12	R13 ～ R16
2-11	近江日野商人ふるさと館管理事業 町指定文化財であり、展示公開・体験交流施設である近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」の維持管理・保存修理を行い、適切に保存・活用します。 にぎわい	継続	◎			■		■	↔		
2-12★	町並み・農村景観保存活用推進事業 滋賀県景観計画に基づく景観方針（実施計画）を作成するほか、当町を特徴付けている町並み景観や農村景観及び景観を構成している建造物等に対して、法や諸制度を利用して保存・活用に取り組みます。 めぐみ・にぎわい	新規	◎	○	○	■	国	■	↔		
			(関係課) 建設計画課 企画振興課								
2-13	空き家活用まちなか活性化事業 空き家・空き地バンク事業を軸に、空き家の商業・居住利用を推進し、町並み景観の保存とまちなかの活性化を図ります。 にぎわい	継続	◎	○	○	■	国	■	↔		
			(関係課) 建設計画課 商工観光課								
2-14	里山保全事業 里山環境や農村景観の保全活動を地域や関係団体と連携して取り組みます。 めぐみ	継続	○	○		■	国 県	■	↔		
			(関係課) 農林課								
2-15	巨樹名木継承事業 補助金を活用し、地域の誇りとなっている巨樹名木の維持管理を行い、次世代に継承します。 めぐみ	継続	○	○		■	県	■	↔		
			(関係課) 農林課								

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

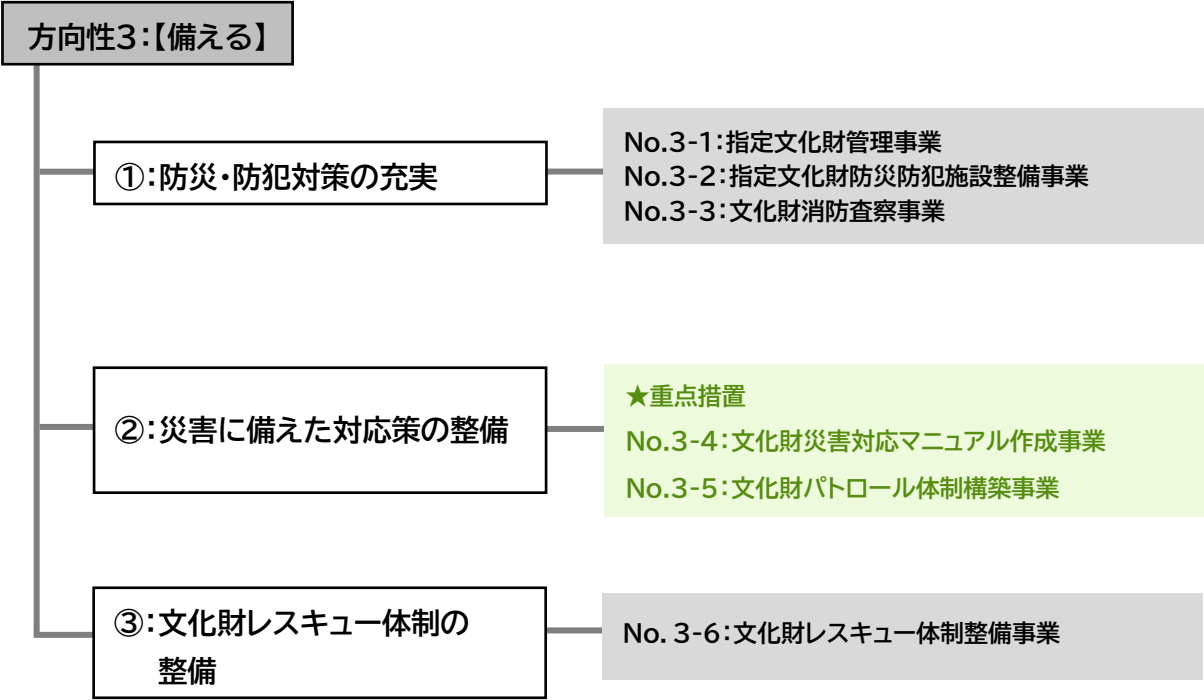
第8章

資料編

3. 【備える】文化財の防災・防犯に関する措置

文化財を災害や人的被害から適切に守る環境を整備し、支援体制を構築するため、以下の措置を講じます。なお、文化財災害対応マニュアルの作成、指定等文化財のパトロール体制の構築を重点措置として位置付けます。

【備える】の取組方針及び措置



■【備える】文化財の防災・防犯に関する措置一覧

重点措置：★印及び網掛け

No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国 県補助	地域 その他	R7 ～ R9	R10 ～ R12	R13 ～ R16
3-1	指定文化財管理事業 国・県指定文化財（木造建造物）の所有者に対して、設備の維持管理に関する支援や補助を行うとともに、防災・防犯対策に関して指導や助言を行います。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	○	◎	○	■	国 県	■	↔		
3-2	指定文化財防災防犯施設整備事業 国・県指定文化財（建造物）の所有者等に対して、防災・防火・防犯設備の設置に関する支援や補助を行います。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	○	◎	○	■	国 県	■	↔		
3-3	文化財消防査察事業 文化財防火デーにちなんだ消防査察や消防訓練等を実施し、文化財の防災・防犯意識の向上を図ります。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	○	◎	○	■			↔		
3-4★	文化財災害対応マニュアル作成事業 指定等文化財を中心に文化財ハザードマップを作成し、災害リスクの周知します。あわせて、災害発生時における文化財の救出方法等を記載した災害対策マニュアルを作成します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	◎	○	○	■			↔		
3-5★	文化財パトロール体制構築事業 文化財保護指導員を設置し、指定等文化財を中心に災害発生時の巡視体制を構築します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	◎	○		■			↕		
3-6	文化財レスキュー体制整備事業 国立文化財機構文化財防災センターや歴史資料ネットワークと連携し、文化財レスキュー体制の整備について検討します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	○	◎	○	■			↔		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

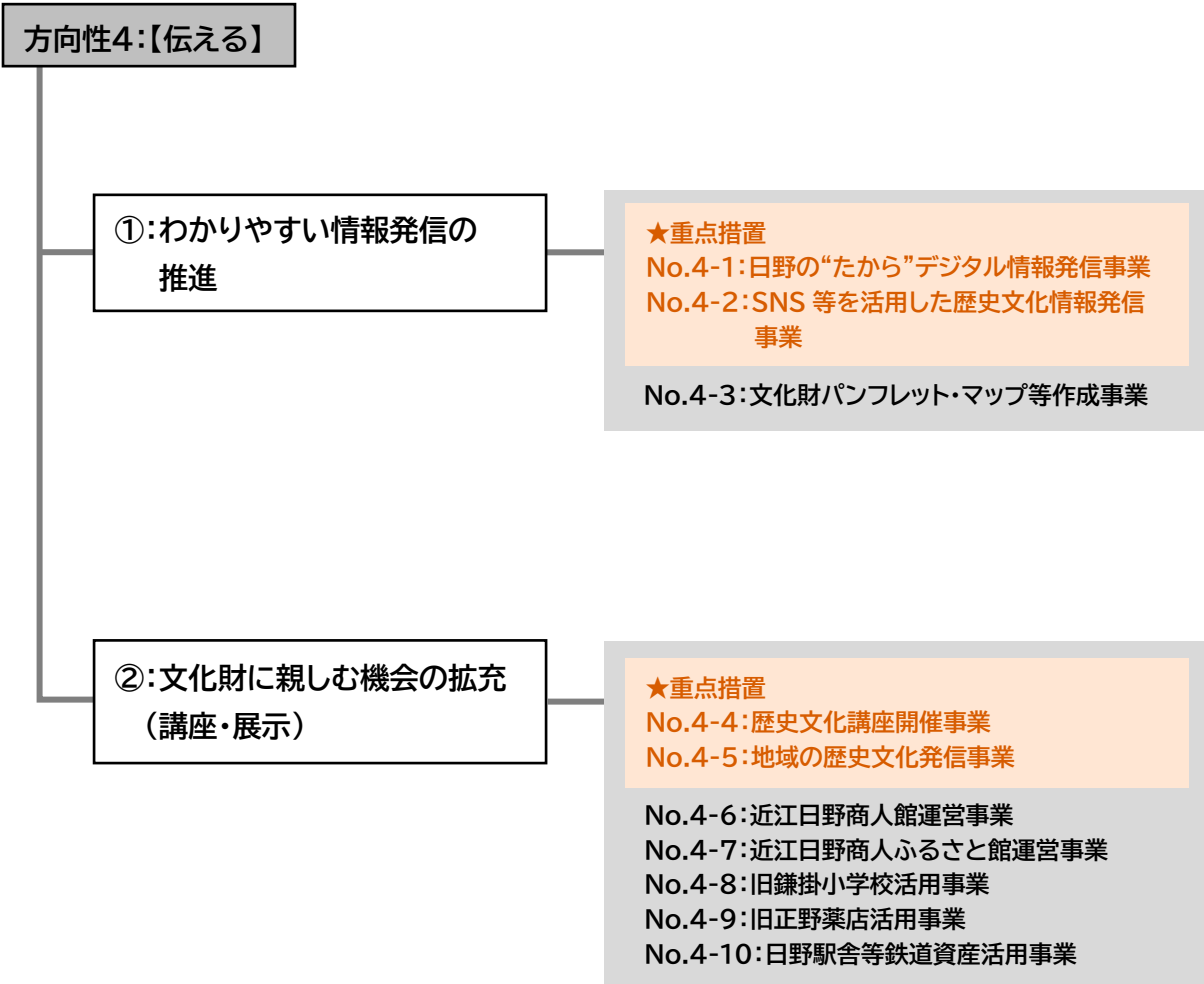
資料編

4. 【伝える】文化財の価値や魅力の発信と共有に関する措置

日野を日野たらしめている歴史文化や文化財の価値や魅力を発信・共有するため、以下の措置を講じます。

なお、本計画における情報発信と共有に関する措置をけん引する取組として、デジタル技術を活用した文化財の情報発信を進めるとともに、町民が文化財の保存・活用に関心をもつ機会を提供するため、歴史文化講座の開催や地区公民館・関係団体が主催する事業の支援に重点的に取り組みます。

【伝える】の取組方針及び措置



■【伝える】文化財の価値や魅力の発信と共有に関する措置一覧 重点措置：★印及び網掛け

No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国 県補助	地域 その他	R7 R9	R10 R12	R13 R16
4-1★	日野の“たから”デジタル情報発信事業 文化財のデジタルアーカイブを構築し、その価値と魅力を発信して、地域学習・観光・まちづくり等に活用します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	◎ ○ ○				■ 国	■			
			(関係課) 図書館 税務課								
4-2★	SNS等を活用した歴史文化情報発信事業 SNSや周遊アプリ等を活用し、誰もが簡単に当町の歴史文化の情報に触れられる環境を整備します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	◎ ○				■ 国	■ ■			
			(関係課) 企画振興課								
4-3	文化財パンフレット・マップ等作成事業 文化財の紹介パンフレットや観光マップ・ポスターを公民館や日野観光協会等と連携して作成し、日野の“たから”の魅力をわかりやすく伝えます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎ ◎				■ 国	■ ■			
			(関係課) 商工観光課								
4-4★	歴史文化講座開催事業 歴史文化講座を開催し、日野の歴史文化の魅力を多くの人に伝えるとともに、町民が文化財の保存・活用に関心をもつ機会を提供します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎ ○ ◎				■ 国 県	■			
4-5★	地域の歴史文化発信事業 地区公民館・関係団体が主催する講演会・歴史ウォーク等の事業に協力し、地域の人々が主体的にかかわる活動を支援します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	○ ◎ ○				■ 国 県	■ ■			
			(関係課) 公民館 図書館								
4-6	近江日野商人館運営事業 日野商人に関する調査・研究ならびに常設展・企画展の開催を通じ、来館者に学びの場を提供するとともに、日野商人の魅力を発信します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎ ○ ○				■ 国	■			
4-7	近江日野商人ふるさと館運営事業 日野の歴史文化に関する調査・研究、企画展の開催、食文化等の体験事業の開催を通じ、歴史文化の魅力発信と関係人口の拡大を図ります。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎ ◎ ○				■ 国	■			
			(関係課) 農林課								
4-8	旧鎌掛小学校活用事業 自然や民具を活用した事業を関係団体や地域と連携して実施し、歴史文化の学びと交流を深めます。また、ユニークペニユーやロケ撮影の誘致等新たな活用を行います。 めぐみ・にぎわい	継続	○ ◎				■ 国 県	■ ■			
			(関係課) 学校教育課 商工観光課								
4-9	旧正野薬店活用事業 旧正野薬店の公開、薬業に関する展示、芸術・文化に関するギャラリー展示、観光案内等を通じ、歴史文化の魅力発信と関係人口の拡大を図ります。 にぎわい	継続	○ ◎				■ 国 県	■ ■			
			(関係課) 商工観光課								
4-10	日野駅舎等鉄道資産活用事業 日野駅舎をはじめとする鉄道資産を活用した交流事業や鉄道資料の展示等を通じ、関係人口の拡大を図ります。 にぎわい	継続	○ ◎				■ 国 県	■ ■			
			(関係課) 交通環境政策課								

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

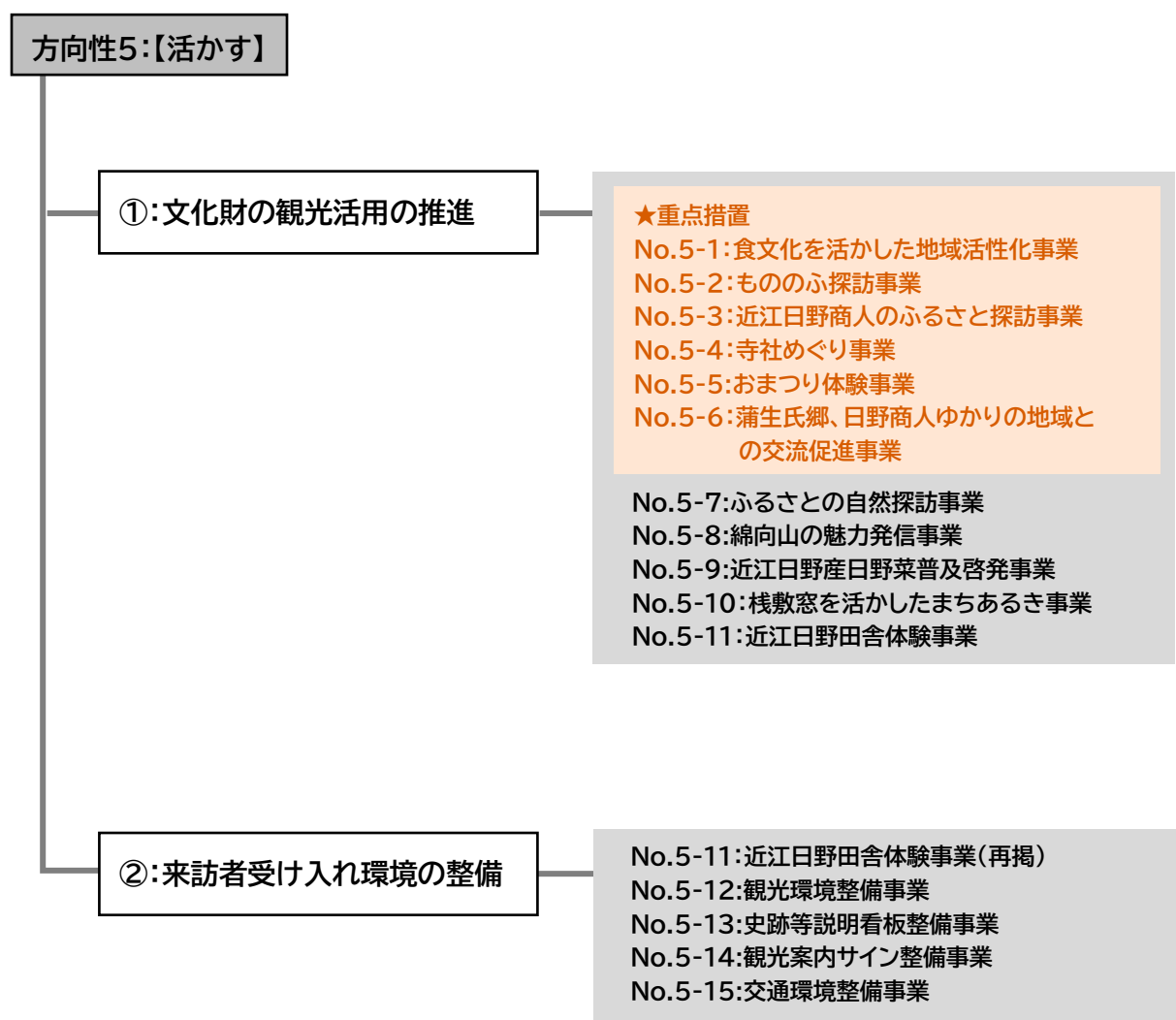
資料編

5. 【活かす】文化財を活かしたにぎわい創出に関する措置

文化財を活かした地域活性化に向けて、以下の措置を講じます。

なお、本計画における文化財の活用に関する措置をけん引する取組として、当町の4つの歴史文化の特性に即したウォーク・体験事業の実施、蒲生氏や日野商人とゆかりのある諸地域と、当町の歴史文化を活用した交流の促進に重点的に取り組みます。

【活かす】の取組方針及び措置



■【活かす】文化財を活かしたにぎわい創出に関する措置一覧

重点措置：★印及び網掛け

No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国県補助	地域その他	R7 S R9	R10 S R12	R13 S R16
5-1★	食文化を活かした地域活性化事業 食文化に関する体験事業を、関係団体や日野観光協会と連携して開催し、食文化の情報発信を行うとともに、地域の活性化と関係人口の拡大を図ります。 めぐみ	拡充	○	◎	○	■	国県	■	↔		
5-2★	もののふ探訪事業 もののふの歴史文化に関するウォーク事業を、町民や関係団体・専門家等と連携して開催し、観光振興と関係人口の拡大を図ります。 もののふ	拡充	○	◎	○	■	国	■	↔		
5-3★	近江日野商人のふるさと探訪事業 日野商人のふるさとをめぐるウォーク事業を、町民・関係団体・日野観光協会・専門家等と連携して開催し、都市日野の魅力を発信するとともに、観光振興と関係人口の拡大を図ります。 にぎわい	拡充	○	◎	○	■	国	■	↔		
5-4★	寺社めぐり事業 寺社をめぐる周遊ルートを、文化財所有者・日野観光協会等と連携して考案し、寺社の魅力の発信を行うとともに、観光振興と関係人口の拡大を図ります。 いのり	新規	○	◎	○	■	国県	■	↔		
5-5★	おまつり体験事業 まつりの体験事業を、日野曳山保存会をはじめとする文化財所有者や、関係団体・日野観光協会等と連携して実施し、関係人口の拡大を図るとともに、新たな担い手を確保します。 いのり	拡充	○	◎		■	国	■	↔		
5-6★	蒲生氏郷、日野商人ゆかりの地域との交流促進事業 蒲生氏郷ゆかりの松阪市・会津若松市や、日野商人ゆかりの北関東をはじめとする諸地域と連携して交流事業を開催し、観光振興と関係人口の拡大を図ります。 もののふ・にぎわい	拡充	◎	○		■	国	■	↔		
5-7	ふるさとの自然探訪事業 歴史文化にかかわる動植物の観察会や里山ウォーク等の自然探訪事業を、日野観光協会や関係団体と連携して開催し、地域の自然の魅力発信と関係人口の拡大を図ります。 めぐみ	継続	○	◎	○	■	国	■	↔		
5-8	綿向山の魅力発信事業 綿向山に関する講演会・企画展やトレッキング事業を、関係団体や日野観光協会と連携して開催し、綿向山の魅力発信と関係人口の拡大を図ります。 めぐみ	継続	○	◎	○	■	国	■	↔		
5-9	近江日野産日野菜普及啓発事業 「近江日野産日野菜」の普及・啓発事業をJA・生産者・関係団体と協力して行い、地域振興を図ります。 めぐみ	継続	○	◎		■	国県	■	↔		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

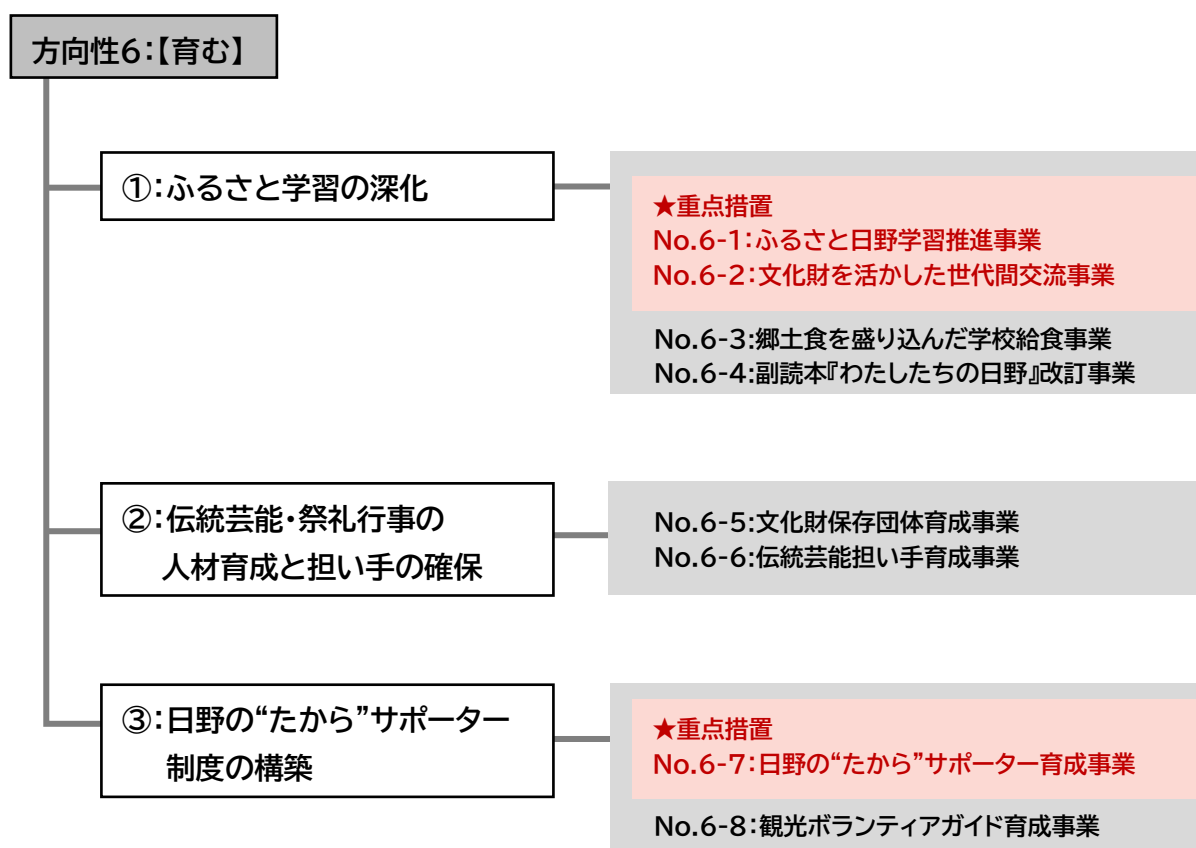
No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源				取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国 県 補助	地域	その他	R7 ～ R9	R10 ～ R12	R13 ～ R16
5-10	棧敷窓を活かしたまちあるき事業 棧敷窓アートや日野ひなまつり紀行等の棧敷窓を活用したイベントを町民・日野観光協会・関係団体と連携して開催し、町並みの魅力発信と観光・地域振興を図ります。 にぎわい	継続	○	◎		■		■	■	↔		
			(関係課) 商工観光課									
5-11	近江日野田舎体験事業 日野の豊かな自然と暮らしを活かした農村生活体験民泊を実施し、町民が日野の魅力を再発見する機会を創出するとともに、人の交流を通じて地域を活性化させます。 めぐみ・にぎわい・いのり	継続	○	◎		■	国 県	■	■	↔		
			(関係課) 商工観光課									
5-12	観光環境整備事業 駐車場、トイレ等の施設・設備を整備し、来訪者等の利便性を向上させます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎	○		■	国	■	■	↔		
			(関係課) 商工観光課									
5-13	史跡等説明看板整備事業 史跡等説明看板の設置・更新、ならびに多言語化・AR（拡張現実）等の技術を活用した整備を進め、町民や来訪者に文化財の魅力をわかりやすく伝えます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎	○		■	国	■	■	↔		
			(関係課) 商工観光課 公民館									
5-14	観光案内サイン整備事業 統一的でわかりやすい観光案内サインを設置し、来訪者の周遊の利便性を向上させます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎	○		■	国	■	■	↔		
			(関係課) 商工観光課									
5-15	交通環境整備事業 交通環境を整備し、来訪者等の移動の利便性を向上させます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎	○		■	国 県	■	■	↔		
			(関係課) 交通環境政策課									

6.【育む】文化財を支える人材育成に関する措置

歴史文化や文化財に係る担い手の確保や人材育成のため、以下の措置を講じます。

なお、本計画における文化財を支える人材育成に関する措置をけん引する取組として、ふるさと日野学習の推進、文化財を活かした世代間交流事業の推進、日野の“たから”サポーターの育成に重点的に取り組みます。

【育む】の取組方針及び措置



■文化財を支える人材育成に関する措置一覧【育む】

重点措置：★印及び網掛け

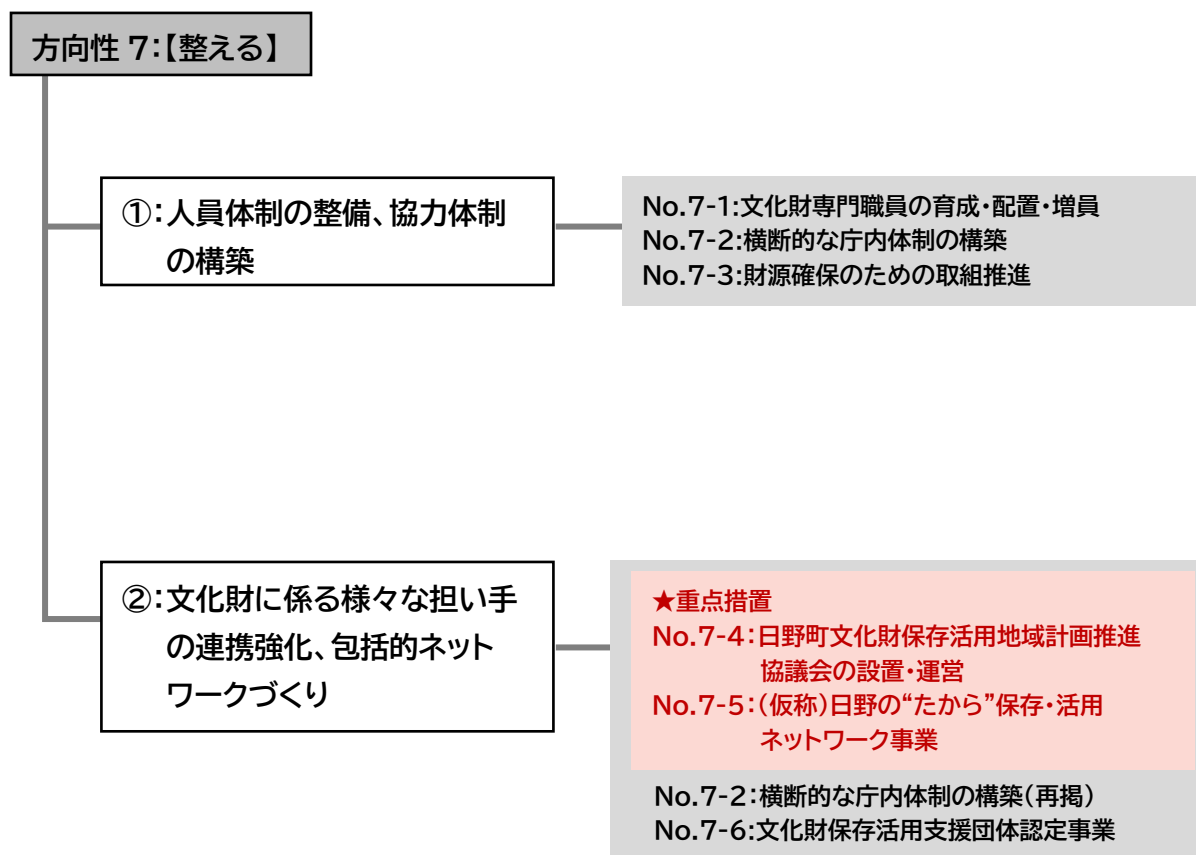
No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間		
			行政	地域	専門家	町費	国県補助	地域その他	R7 ～ R9	R10 ～ R12	R13 ～ R16
6-1★	ふるさと日野学習推進事業 子どもたちが歴史文化について学ぶ「ふるさと日野学習」を、学校・地域・行政・公民館が協力して推進し、地域への愛着を醸成するとともに、将来を担う人材を育成します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎ ◎ ◎				国県	■ ■	↔		
			(関係課) 学校教育課 生涯学習課 公民館								
6-2★	文化財を活かした世代間交流事業 文化財を活かした世代間交流事業を、公民館・関係団体等と連携して実施し、地域の担い手の育成と生涯学習の推進を図ります。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	○ ◎ ○				国県	■ ■	↔		
			(関係課) 生涯学習課 公民館 長寿福祉課 福祉保健課								
6-3	郷土食を盛り込んだ学校給食事業 学校給食において、日野菜漬・鯛そうめん・肉めし等の郷土料理や地場産品を取り入れた料理の提供を拡充し、ふるさとの味を伝えるとともに、郷土の食文化の継承を図ります。 めぐみ・いのり	継続	◎ ○					■ ■	↔		
			(関係課) 学校教育課 農林課								
6-4	副読本『わたしたちの日野』改訂事業 地域の暮らしや歴史文化を学ぶ小学校社会科の副読本『わたしたちの日野』の改訂を行うとともに、デジタル教材化を進めます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎ ○ ○					■ ■	↔		
			(関係課) 学校教育課								
6-5	文化財保存団体育成事業 国・県の指定を受けている無形民俗文化財の保存団体に対し、日野町文化財保存事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。 いのり	継続	◎ ◎				国		↔		
6-6	伝統芸能担い手育成事業 日野町文化協会や小中学校が実施する伝統芸能・歴史文化に関する子ども向け取組を支援し、歴史文化の普及啓発と担い手の育成を図ります。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	○ ◎ ○					■ ■	↔		
			(関係課) 生涯学習課								
6-7★	日野の“たから”サポーター育成事業 文化財の調査、解説、事業等の企画・運営を担うことができる人材を育成するため、「日野の“たから”サポーター」制度を構築し、養成講座を開催します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	○ ○ ○				国県	■ ■	↔		
			(関係課) 生涯学習課 公民館								
6-8	観光ボランティアガイド育成事業 観光ボランティアガイド養成講座や子どもを対象とした研修会等を、日野観光協会・日野観光ボランティアガイド協会“わたむき”と連携して開催し、幅広い年代層の観光ボランティアガイドを育成します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	○ ◎					■ ■	↔		
			(関係課) 商工観光課								

7.【整える】多様な主体がかかわる推進体制の構築に関する措置

文化財の保存・活用の取組を着実に推進させるため、以下の措置を講じます。

なお、本計画における多様な主体がかかわる推進体制の構築に関する措置をけん引する取組として、日野町文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・運営、(仮称)日野の“たから”保存・活用ネットワーク事業に重点的に取り組みます。

【整える】の取組方針及び措置



■多様な主体が関わる推進体制の構築に関する措置一覧【整える】 重点措置：★印及び網掛け

No.	事業名称と概要	既存・新規	取組主体			財 源			取組期間			
			行政	地域	専門家	町費	国 県 補助	地域 その他	R7 ～ R9	R10 ～ R12	R13 ～ R16	
7-1	文化財専門職員の育成・配置・増員 文化財の保存・活用に携わる専門職員を適切に配置・増員するとともに計画的に雇用し、文化財行政を円滑に進めます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎			■					↔	
7-2	横断的な庁内体制の構築 文化財の保存・活用の取組を全庁的に進めるため、生涯学習課（歴史文化財担当）及び関係部署を交えた庁内横断的な推進体制を構築し、情報共有や課題解決に取り組みます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	拡充	◎			■					↔	
7-3	財源確保のための取組推進 各種補助金、基金、ふるさと納税、クラウドファンディング等を活用し、文化財の保存・活用のための財源確保に努めます。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	継続	◎			■					↔	
7-4★	日野町文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・運営 当計画の実施に係る協議や調整、進捗管理等を行うため、行政・住民代表・文化財所有者・専門家て組織する日野町文化財保存活用地域計画推進協議会を設置・運営します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	◎	○	○	■	国				↔	
7-5★	（仮称）日野の“たから”保存・活用ネットワーク事業 地域を構成する町民、関係団体、所有者らが意見交換や情報共有等を行い連携・協働を深めるためのネットワーク会議を設立し、地域の文化財の保存・活用体制を強化します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	◎	◎	○	（関係課） 生涯学習課 公民館		■	国	■	■	↔
7-6	文化財保存活用支援団体認定事業 文化財保護法第 192 条の 2 に定める「文化財保存活用支援団体」の認定を行い、多様な主体による文化財の保存・活用の取組を推進します。 めぐみ・もののふ・にぎわい・いのり	新規	◎	○	○	■	国				↔	